

訓練手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第69号

訓練手当支給規則等の一部を改正する規則  
(訓練手当支給規則の一部改正)

第1条 訓練手当支給規則(昭和41年香川県規則第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設をいう。以下同じ。)の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項の認定職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設をいう。以下同じ。)の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項の認定職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>2 略</p>

(香川県立高等技術学校規則の一部改正)

第2条 香川県立高等技術学校規則(昭和42年香川県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 普通課程(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第15条の7第1項第1号に規定する普通職業訓練で長期間の訓練課程のものをいう。以下同じ。)及び短期課程(当該普通職業訓練で短期間の訓練課程のものをいう。以下同じ。)に関する事項(他課の</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 普通課程(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練で長期間の訓練課程のものをいう。以下同じ。)及び短期課程(当該普通職業訓練で短期間の訓練課程のものをいう。以下同じ。)に関する事項(他課の</p>

<p>所掌に属するものを除く。)</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>略</p>	<p>所掌に属するものを除く。)</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>略</p>
--	--

(香川県青少年保護育成条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県青少年保護育成条例施行規則（昭和27年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第9条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第1項第1号</u>に規定する職業能力開発校及び同項第4号に規定する職業能力開発促進センター</p> <p>(4) 略</p>	<p>第9条 条例第10条の2第2項第3号ウに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第1項第1号</u>に規定する職業能力開発校及び同項第4号に規定する職業能力開発促進センター</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。